

株主優待制度の新設に関するお知らせ

平成12年10月24日開催の当社取締役会において、株主優待制度の新設に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待の方法 毎年 2月末日現在の株主及び実質株主に対し、買物券を年 1回、以下の基準により発行する。
 - (1)贈呈基準 所有株式数100株(1単位)以上保有の株主に対し、一律5,000円(500円券、10枚)の当社の買物券を贈呈する。なお、遠方等の株主のために、相当額のセレクトギフト方式(返信用書類同封)を併用する。
 - (2)利用方法 買物券の使用に制限はなく、買物代金の支払いとして現金との併用又は買物券のみの利用ができる。セレクトギフト方式を希望される場合は、同封の申込書類と買物券を返送していただき、その申込に基づき希望商品を宅配する。
 - (3)有効期限 買物券については、特に定めない。ただし、セレクトギフト方式の場合は、別途申込受付期間を定めるものとする。
 - (4)取扱店舗 当社の経営する全店舗(平成12年10月23日現在 14店舗)
2. 実施開始時期 平成13年 2月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主より実施する。

以 上